

## 誓 約 書

扶桑町認知症高齢者等家族支援サービス事業利用申請に伴い、位置情報検索システム専用端末機等一式（以下「端末機等」という。）を借り受けるにあたり、下記の事項を守ることを誓約します。

### 記

- 1 端末機等は、借り受けた日から辞退を申し出た日又は返却する日まで責任をもって管理します。
- 2 端末機等を必要としなくなったとき又は病院等に入院することになった時又は町内に住所を有しなくなった時のほか、町長がサービス提供の中止を決定した時は速やかに返却します。
- 3 端末機等を事業目的以外に使用したり、転貸、改良又は担保に供することは致しません。
- 4 端末機等の全部又は一部をき損、滅失したときは、直ちにその状況を報告し指示に従います。
- 5 故意又は過失にかかわらず、端末機等をき損又は滅失したときは、損害に対する費用を負担します。
- 6 特別な理由がない限り利用料を3箇月以上滞納したときは、端末機等の返却措置を取られても異議を申しません。

年 月 日

扶桑町長 様

申請者 住 所  
氏 名